

二種教職制が抱える問題と課題

— この重たい問題を忘れ去らないために —

(九州教区学習資料)

2014年3月11日

日本キリスト教団九州教区

はじめに（問題の所在）	— 1 —
1 二種教職制とは何か	— 3 —
2 歴史的経緯（宗教団体法とその後）	— 3 —
3 二種教職制の問題点	— 4 —
4 二種教職制見直しのための教団の取り組み	— 5 —
5 九州教区の取組・考え方	— 6 —
※ 参考資料／略年表	— 8 — / — 9 —

はじめに（問題の所在）

私たちの九州教区は教師検定試験受験志願者に教区主催の「教師問題学習会」への参加を勧め、また教区推薦するに当たっての面接に際して（教区三役・常置委員会）1969年以降問われている教師検定試験を巡る諸問題の共有をお願いしてきました。しかし、40数年経った今日、教師問題は教団で忘れ去られようとしています。また関係資料も古いものが多く、教会での学習や受験志願者の問題把握にも分かりにくくなっているのも事実です。

教師問題に真摯に取り組んできた九州教区として、教会や教師検定試験志願者に新しい資料を提供したいという願いから、常置委員会において浅野直人常置委員、西畠望常置委員、東島勇気常置委員の三名を選任し、教師問題小委員会を設置（2013年5月3日常置委員会）で「二種教職制度学習資料」作成が託されました。小委員会では数回の委員会を経てこの資料を作成しました。

（1）教師問題と二種教職制のかかわり

教師問題の発端は以下の2に記しますように、厳密には1941年の日本基督教団設立にあるといえます。しかし、これが今に続く大きな課題として認識されるようになったその発端は、やはり1969年の秋季教師検定試験に際し、関西学院大学神学部教授会が当時の大学紛争に関わった二人の受験志願者の推薦を取り消したことにあると言えます。この取消のため、二人とその支持者によって「検定の基準、正・補教師の区別（二種教職制の問題）、神学校の推薦」等の問題が提起され、同年秋季教師検定試験が中断されました。その結果小川貞昭検定委員長以下7名の教師検定委員が辞任し、1971年に常議員の中から教師検定委員が選任され、菊池吉弥氏を委員長とする新委員会が発足しました。

委員会は、1971年6月22日開催の第15回総会期第19回常議員会の承認を得て「教師検定試験実施にあたっての教師検定委員会の見解」を発表し説明会、懇談会を開いた上で、1971年8月から9月にかけてレポート方式により学科試験を実施し、2ヶ所で面接試験を行いました。

以後1973年秋季まで検定試験が行われました。しかし、1973年秋季検定試験合格者の承認について1974年12月10～13日に開かれた第18回教団総会では、教師検定問題に十分な理解と同意がないとしてその承認を見送りました。

これを受け、第18回総会期常議員会は、鋭意、問題提起者との対話に努め、その結果、第2回常議員会で「さまざまな立場の切り捨てが起こらないような方法で教師検定試験の実施にとりかかる」という議決をしました(1975年4月14日～15日)。そしてこの議決に基づき1973年秋季検定試験合格者の承認がなされました。しかし、この議決の示すところについて検定委員会(菅委員長)の中で委員の理解の一致をみず委員会の活動が停止しました。そこで、この問題について、第5回常議員会では「教団信仰告白を基準とし、教憲教規に基づいて試験を実施する」と決議しました(1976年2月23日～25日)。これに基づき新委員会(後宮委員長)が選任されました。新委員会は「基本的見解」を発表し、第6回常議員会(1976年7月5日～7日)でこれが承認されてその秋に試験が再開されることとなりました。

この一見矛盾する二つの決議を踏まえて、1976年秋季の教師検定試験が実施され、以後、第32回総会期第5回常議員会(2002年7月15日～17日)において小島誠志議長が提案した「合同教会のゆたかさの中で、教団信仰告白を基準として教師検定を行う」が承認されるまで、二つの常議員会決議に示される基準で教師検定試験が実施されてきました。

(2) 切り捨てに走らず、真の豊かさをめざして

1976年2月23日～25日の第5回常議員会で決議された骨子は①信仰告白を基準とし、教憲・教規に基づいて検定試験を実施する。②第二回議決「さまざまの立場の切り捨てが起こらないような方法で検定試験の実施にとりかかる」に基づき、和解の福音に根ざした試験をする。③試験実施に至るまでの過程を大事にし、受験該当者へのよびかけ、説明会の開催など、能う限りの配慮をする、と言うものでした。

そして、同年7月5日～7日の第6回常議員会で承認された新検定委員会の「基本的見解」の中には「第5回決議の②は検定試験が狭い教条主義による切り捨てにならないようにとの警告であると理解します。」と書いてあります(第19回教団総会報告書 常議員会報告書46～48頁)。昨今の教師検定試験は不合格者が半数近く出る有様です。検定が狭い教条主義、学問主義に陥っているのではないか危惧します。

なお、「教師問題」「教師養成問題」「教師検定試験の基準と方法」の根本的な課題は、一委員会の範疇を超える問題であることに気づいた、教師委員会、教師検定委員会、信仰職制委員会が、その後に問題提起者を含め三委員会連絡会を1982年に発足させ、その報告書が数回発刊されています。

どの報告書も内容が深い優れた報告書です。しかし、それも現在では教団で没扱いになっていることは真に悲しいことです。せめて九州教区で増刷して各教会、教師、信徒の学習書として頂きたいと願います。

また、私たちが作成する「二種教職制度学習資料」が九州教区内の諸教会・伝道所の方々に幅広く用いられ、二種教職制度の問題点が明らかにされ、教憲9条「教師はこれを分けて、正教師および補教師とする」という現行規定が一日も早く改正されることを願います。

1 二種教職制とは何か

日本基督教団の教憲 9 条は、この教団では、神に召され正規の手続きを経て献身した者を「教師」とすること（1 項）、さらに教師は、正教師と補教師にわけられること（2 項）を定めています。そして正教師は、按手礼を領した者、補教師は、伝道の准允（「允」とは資格を授けるという意味の言葉ですが、これに「准」という言葉が付されています）を受けた者としています。二つの大きな違いは、聖礼典つまりバプテスマと聖餐をつかさどり、これを執行するのは正教師と定められていること（教規 8 条、104 条）ですが、さらに教団や教区の総会議長、副議長、書記に選ばれる資格（教規 7 条、63 条）が正教師に限られていることなどの違いもあります。このように教師を二つの種類にわけていることを「二種教職制」と呼びます。これを教師に階層を定めるものにほかならず「二重教職制」と呼ぶべきであるとの意見もありますが、九州教区では、これまでこれを「二種教職制」と呼んできています。

2 歴史的経緯（宗教団体法とその後）

明治以来の日本のプロテスタント諸教派の合同によって、1941 年に教団が成立する前の諸教派では、補教師にあたる者を教師として扱わない考え方方がとられていました。たとえば日本基督教会には、教師と教師候補者である教師試補がいました。また、日本メソジスト教団では、按手礼を領した長老教職と執事教職を教師とし、このほかに教師試補がいました。日本組合教会も、按手礼を領した者のみを教師としてきました。

しかし、太平洋戦争が激化し、「時局重大ノ際」国家が宗教団体を掌握して、宗教教師を活用することが急務とされる中で、1939 年に宗教団体法が制定され、これが 1940 年から施行されました。そして、この法律は、教団に統理者、教会に主管者を置くことを義務付け（4 条、7 条）、さらに施行令によって、教団統理者、教会主管者は教師たる者をもってこれに充てるもの（施行令 2 条、3 条）とされました。

このために、教師候補者、教師試補が牧会している教会、伝道所は法律上存在を許されないことになってしまふことになります。そこで合同前の各教派は、これまでの教師候補者もすべて教師として扱うことを余儀なくされてしまい、これにあわせた規則を定めていきました。しかし一律に教師とすることもできないと考えられて、ここで二種教職制度が生み出されました。

1941 年の教団成立の段階では、旧教派の宗教法人法にもとづく規則を当然の前提として、この二種教職制をそのまま踏襲しました。旧日本基督教団規則は、「教師ハ之ヲ分チテ正教師及補教師ノ二種トス」（207 条）とし、「正教師ニ非ザレバ聖礼典ヲ行フコトヲ得ズ」（211 条）と定めています。

敗戦直後の 1945 年 10 月、宗教団体法が廃止されました。これをうけて 1946 年 10 月に開かれた第 4 回日本基督教団総会では新しい教団の教憲、教規が制定されましたが、二種教職制に

ついて、特に論議されることがなかったようです。新しい教憲も、「教師は之を分ちて正教師及補教師とす」(9条2項)とし、教規もまた、補教師が教会担任教師である場合はこれを伝道師と呼ぶことにしており(103条)、伝道師は、教会で聖礼典の執行ができないことをはつきりと規定しました(104条)。これらの規定は、表現がわずかに変わっていますが、そのままの内容で現在に至っています。

3 二種教職制の問題点

二種教職制の最大の問題は、同じ教師でありながら補教師には正教師に委ねられている聖礼典が執行できることにあります。

プロテスタント教会は信徒または信徒と教職間そして教職において、いかなる身分的階層を持たない万人祭司が基本とされなければなりません。聖礼典執行の職務的区別を強いる身分的違いを持つ二種の教職制そのものがこの基本から外れていると言わなければなりません。さらに、補教師は御言葉の宣教である説教は許させていながら聖礼典の執行が禁止されています。御言葉の宣教と聖礼典の執行は、御言葉を取り次ぐ教会の職務に召しだされた教職の職務です。しかし、二種教職による正教師と補教師の違いにおいて御言葉の宣教と聖礼典の執行を分離することが生じることはプロテスタントの神学から承認されないことであり、誤りです。

教会の行う御言葉の宣教、聖礼典の執行、そして葬儀、結婚式などの責任主体は教師にあるのではなく教会にあり、教会自身がイエス・キリストの委託によって行っているものです。この教会の職務が教職の資格の違いによって制限されたりすることがあることはありません。しかし、現実には教師によって不便なく聖礼典を執行できる教会とできない教会が存在しています。このことによれば、現在の二種教職制は教会の職務をはたすための機能的な制度となっていないと言わざるを得ません。

このような神学的にも、教会的にも乖離した制度を持つようになったのは、前項の歴史的経緯に記されているように、教会としての主体性よりも国家の要請を重視し、無批判に応じていった結果によるものでした。天皇制国家に追随し、積極的に戦争協力を行った日本基督教団の体質が現れていると言えます。そしてそのような制度を70年近く経ても改めることができないでいること自体が、主イエス・キリスト以外のものを神としない信仰の不徹底さと戦争責任の悔い改めの不十分さを表していると言えます。

また二種教職制がもたらす現実的弊害として以下のような点も挙げられます。補教師が主任担任教師である教会では、聖礼典を執行するために正教師である近隣の教師、または教務教師や隠退教師等に依頼しなければなりません。こういったことからも小規模教会に経済的負担を強いることとなっています。

経済的に厳しい地方教会へ、比較的謝儀の少ない新卒の補教師が多く派遣されて責任を担うとの教会の現状がある中で、このような教会の信徒はなかなか聖餐にあずかることができなくなつ

たり、ようやく正教師になられても支えきることができなくなつて転任されていく、という実態があります。こういう事態が二種教職制によって固定化されてしまつてゐることは、わたしたち九州教区でも実感をもつて認識されることです。

4 二種教職制見直しのための教団の取組

教団では、1954年の信仰告白制定をうけた1956年秋の教憲改正につづき、さらに1958年秋から、再度の教憲改正の作業が行われました。

そのころ、すでに按手礼を領した者のみが教師ではないか、という指摘が有力に主張されていました。そして、1959年にはこの主張をうけ、准允をうけた者を教師補とすることを内容とした教憲9条改正案が委員会に提出されました。しかし、最終的には、「本教団は神の召命を受け献身したる者をもつて教師とす」とされていた旧9条1項を、「本教団の教師は、神に召され正規の手続きを経て献身した者とする」に改めるだけとし、2項に定める二種教職制は、そのまま残して、1962年10月第12回教団総会で教憲が改正されています。

しかし、教職制度についてはこれで論議がおわったわけではありませんでした。1966年の第14回教団総会では、補教師が正教師の受験資格を得るまでの期間を3年から2年に短縮しましたが、さらに根本的な論議が必要と考えられ、第15回総会期の信仰職制委員会は、教職制を教師のみとすべき、との結論を出しました。それとともに、教師に至るまでの段階での教師補、教師候補者、教師志願者の制度を置くことが望ましい、と決議しました。これをうけて、第16回総会期の常議員会は、教憲9条改正が必要であると決議し、常任常議員会にそのために必要な作業を委託し、設置された委員会の報告がだされました。この報告にもとづいて、1970年7月、常議員会は、第17回教団総会に、二種教職制廃止についての教憲改正を正式の提案することを決定しました。その内容は、教憲9条を「本教団の教師は、神に召され正規の手続きを経て献身し、按手礼を領した者とする」とすることとし、このような趣旨での教憲変更とこれに伴う教規や関係規則の変更を第18回教団総会に提案できるように常議員会に準備させるというものでした。

しかしこの時期は、ちょうど万博キリスト教館出展などをめぐって、いわゆる教団紛争が激化しつつあった時期でもあって、同年10月には第17回教団総会の開催延期が決まりました。

また、前述（「はじめに」（1）のとおり、1969年に二種教職制のみならず、教師養成制度や教師検定制度を含む教師問題全般にわたつた重大な問題提起が行われたために、教師検定試験が中断し、教団総会や常議員会での真剣な討議がおこなわれるという状況に至つていきました。

その後に開かれた毎回の教団総会に、この教憲9条改正に関する議案は提出され続けましたが、東京と大阪の教区総会が開かれないと、この二教区選出議員を欠いたまま開かれた教団総会であったということもあって、教憲、教規についての論議は行わないこととされており、提案された議案について論じることがされないまま、毎回継続審議の扱いにされていきました。

1984年の第23回教団総会では、教憲、教規改正に関する重要議案の整理を検討することが決定され、25回総会で、教憲9条改正議案は、全教区がそろって開かれる教団総会まで凍結との常議員会提案が承認されて、以後、この議案は総会議案から消えることになりました。

この間にも、前述（「はじめに」（2））のように1982年からは、教団の教師委員会、信仰職制委員会、教師検定委員会が連絡会をもって、教職制度や教師検定制度の在り方についての検討を行う努力が積み重ねられるといったことが続きました。また、1991年には兵庫教区総会が、補教師による聖礼典執行の可否は個々の教会の判断による、との決議を行い、これをめぐって教団の中での激しい論議が行われました。

教団総会には、大阪教区に続き、1992年には東京教区からの議員も加わることになりました。しかしその後も、二種教職制廃止をめぐる議案に関して総会で本格的な論議が行われる機会はありませんでした。

その後、さまざまな曲折を経て、1998年7月の第30回総会期第5回常議員会は、「教憲9条を検討する件」を総会に提案することを決定し、この議案は第31回教団総会では継続審議となりましたが、ようやく2000年の第32回総会で可決され、検討が常議員会にゆだねられました。しかし、この議案自体が、教憲9条「改正」ではなく「検討」と内容が後退したものであった上、この時期の教団執行部は、二種教職制克服の課題を積極的に担っていこうとする姿勢に乏しいものがありました。そのため、三総会期をかけて検討作業委員会での検討が行われたものの、2006年2月の第34回総会期第4回常議員会に、検討作業を継続することは困難、との最終報告が出されました。この最終報告を常議員会が了承したことによって、問題は教団の公式の場でのアジェンダから消えてしまった状態で現在に至っています。

なお、教団の「改定宣教基礎理論」（第二次草案）にも、二種教職制度に関連する記述は全くなく、説教と洗礼・聖餐の意義が一つの立場を前提に淡々と説かれているにすぎません。二種教職制が、この草案に記されている説教と洗礼・聖餐の意義を阻害するものにはかならないことを見落とすことがないようにしなければなりません。

5 九州教区の取組・考え方

このような経過を見るならば、二種教職制もまた、南九州教区沖縄支教区の消滅に無自覚なまま敗戦後の日本基督教団を再発足させ、さらに沖縄キリスト教団との「合同」を行い、しかもこれが実質的には併合でしかなかった、と考えることが少なくない日本基督教団の「今」の姿、つまり、1945年の敗戦時の処理をあいまいにしたまま、いつの間にか、既成事実として課題を消し去っている「姿」と同じような「根」があります。言ってみれば、この教団の「DNA」の表現型といえる一面をもっていることに注意しなければならないと思われます。

九州教区は、二種教職制についての鋭い問題提起をうけとめ、新たに教職を志願する方々がこの課題を共有することを願って、教師検定試験志願者との面接において、課題を丁寧に説明

してきました。加えて、1996年以降は現在にいたるまで、継続して、教区主催で「教師問題学習会」を春と秋の教師検定試験に先だって開催し、試験志願者だけでなく、全教区的に課題を扱っていくことができるように努めてきました。また、按手礼式では「教区議長声明」という方法で、課題の共有を強く受按者、出席者に訴えました。また1997年1月には教師制度との関連を含めて聖餐の問題についての学習会を行い、その後もこのような学びも継続しています。

2003年の第53回教区総会では、二種教職制との関連で、按手礼式執行の方法について検討すべき、との建議が採択され、これをうけとめた常置委員会の提案が2007年の第57回教区総会で行われました。提案された方法は、これまでのように教区総会あるいはこれに代わる常置委員会の折に按手礼を執行する方法を改め、教師が働いている個々の教会に教区議長が出向いてこれを執行するというものでした。そして、これは二種教職制の格差が表面化する印象を抑え、さらに按手礼式を教師個人の資格取得の儀式としてのみでなく、教師の働きの場である教会との関わりを重んじ、多くの信徒が参与できるようにすることを意図したものでした。この議案は継続審議となつたのち、58回教区総会で、常置委員会に再度の検討と再提案が求められました。2008年の59回教区総会で原案の趣旨を損なわない範囲での修正を加えた現行の按手礼執行方法に変更することが可決され、現在に至っています。当時の教区議長報告では、「二種教職制の課題に向き合いながら按手礼を行うとは、そのこと自体現行制度の中での矛盾を抱え持つ中で行うものであることを認めざるを得」ない、と率直に述べられていました。けれども、「矛盾を抱え持つこそが二種教職制の問題性と苦悩を表している」とも述べられており、この議長報告は、九州教区の共通認識を示すものといえます。

その後、九州教区では、新たな方法での按手礼式を執行してきていますが、その趣旨を正しく理解していただきたための努力が今後も息長く続けられなくてはいけません。

さらに2011年の第61回教区総会では、二種教職制廃止にむけての教区での検討を進めることが求める建議が採択され、その検討のための小委員会が設置され、有効な提案の方途を模索しています。この学習資料は、そのための第一歩として、検討、論議のための素材を提供することを目的としてこれまでの経緯をとりまとめたものです。

教区内にも教会形成の在り方をめぐって、立場の違いがありますが、その違いにもかかわらず、二種教職制がそのままで良いと考える者が多いわけではありません。常置委員会では、問題を整理していくば一致点が見いだせるのではないか、歴史的な経緯をどううけとめていくかをも含めて、建設的に提案をし合意を得ていく必要があるとの意見が出されています。この学習資料を用い、さまざまな機会に、二種教職制の問題についての学習と論議が再び、この教区の中で、さらには日本基督教団の中で、始まることを願うものです。

参考資料

- 三委員会連絡会報告書Ⅰ（1988年11月）、Ⅱ（1990年12月）、Ⅲ（1992年11月）、Ⅳ（1994年11月）、Ⅴ（1996年11月）
日本キリスト教団 教師委員会・教師検定委員会・信仰職制委員会
- 「福音と世界」1986年3月号（二重教職制の歩み・柏井 創）
- 二種（重）教職制問題をより深く理解するための「二種（重）教職制問題Q&A」
西中国教区常置委員会・宣教研究所
- 第16回総会期第13回常議員会（1970年6月30日～7月1日）報告
「教憲第9条変更に関する件」
- 第45回兵庫教区定期総会講演「信徒・補教師・正教師について」—典礼との関連で—
(1991年5月19日) 講師 高橋敬基（阿佐ヶ谷東教会牧師）兵庫教区
- 日本基督教団兵庫教区 「教師問題に関する資料集」
(1992年10月18日兵庫教区常置委員会)
- 「教師問題について」
—第27回総会期・教師検定委員会の総括的見解— 1993年、1994年

- 1939年 宗教団体法成立、教職者による教会主管者を置くことを義務化、各教派は二種教職制によりこれに対応
- 1941年 プロテスタント諸教派の合同により、日本基督教団成立、二種教職制そのまま継承
- 1945年 宗教団体法廃止
- 1946年 北九州教区と南九州教区を統合した九州教区発足、この折、沖縄支教区消滅については話題にならず
- 1954年 教団信仰告白制定
- 1956年 信仰告白制定をうけての教憲改正
- 1962年 再度の教憲改正、しかし二種教職制撤廃の当初案は採択されず
- 1966年 補教師の正教師受験資格取得期間を補教師在任3年から2年へ変更
- 1969年 秋季教師検定試験で関西学院大学神学部教授会2名の神学生の推薦取消
これを巡り秋季教師検定試験混乱のうちに中断
- 1970年 教団常議員会17回教団総会に二種教職制廃止の検討を正式提案
17回教団総会開催延期
- 1971年 教師検定試験再開
- 1974年 18回教団総会で73年秋季検定試験合格承認を保留
- 1975年 常議員会は教師検定試験に関する議決を元に保留されていた合格を承認、議
決を巡り検定委員会の活動停止、これに対応のため、常議員会は再度議決
- 1976年 新教師検定委員会による「見解」常議員会で承認、教師検定試験再開
- 1982年 教師委員会、教師検定委員会、信仰職制委員会合同で教師制度、教師検定試
験のあり方の討議を開始
- 1984年 第18回教団総会以来継続審議とされてきた二種教職制に関する議案をふく
むいわゆる重要議案の整理を、第23回教団総会で決定。全教区がそろった
教団総会開催まで、審議の凍結を決定
- 1992年 全教区そろっての教団総会久しぶりに開催
- 1996年 九州教区、「教師問題学習会」を開始。以後毎年開催
- 1998年 教憲9条を検討する件、30回教団総会に提案、駆逐審議。
- 2000年 教憲9条を検討する件、31回教団総会で可決。取り扱いは常議員会に付託
- 2003年 九州教区総会で按手礼執行方法に関する検討を求める建議採択。
- 2006年 常議員会で、教憲9条の検討作業継続は困難との作業委員会最終報告提出
- 2008年 九州教区総会で按手礼執行方法改正を議決
- 2011年 九州教区総会に二種教職制廃止をめざしての取組開始の建議採択
- 2013年 改定宣教基礎理論草案公表。二種教職制に関する記述なし。